

警察行政手続サイト

操作方法

【 第3 版】

2023. 1. 4

警察庁

目次

1 警察行政手続サイト から 申請・ 届出ができる手続 - 1 -

- (1) 道路交通法関係(安全運転管理者制度以外。災害関連の
他法令を含む。) - 2 -
- (2) 道路交通法関係(安全運転管理者制度) - 3 -
- (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律関係 - 4 -
- (4) 警備業法関係 - 4 -
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律関係 ... - 5 -
- (6) 小型無人機等の飛行関係 - 5 -

2 申請・ 届出の流れ - 6 -

3 操作手順 - 7 -

- (1) 警察行政手続サイト ～トップページ～ - 7 -
- (2) ワンタイムURL 発行メール - 9 -
- (3) 警察行政手続サイト ～申請・ 届出ページ～ - 10 -

1 警察行政手続サイト から 申請・届出ができる手続

手続一覧

手 続 名	
道路交通法関係（安全運転管理者制度以外。災害関連の他法令を含む。）	
	道路使用許可の申請
	道路使用許可証の記載事項の変更の届出
	道路使用許可証の再交付申請
	通行禁止道路通行許可の申請
	駐車許可の申請
	制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請
	制限外牽引許可の申請
	緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出
道路交通法関係（安全運転管理者制度）	
	安全運転管理者の選任の届出
	副安全運転管理者の選任の届出
	安全運転管理者の解任の届出
	副安全運転管理者の解任の届出
	安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出
	副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係	
	申請書記載事項の変更の届出
警備業法関係	
	服装の届出
	服装の変更の届出
	廃止の届出
	護身用具の届出
	護身用具の変更の届出
	営業所の届出等
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係	
	責任者の選任の届出
小型無人機等の飛行関係	
	小型無人機等の飛行に関する通報

現在は 23 手続ですが、対象手続は今後追加することを検討しています。

(1) 道路交通法関係(安全運転管理者制度以外。災害関連の他法令を含む。)

ア 道路使用許可の申請(道路交通法第 78 条第1 項)

【 対象】

- 過去に許可を受けた申請であって許可期間が満了していないもののうち、
 - ✓ 許可を受けた期間を延長するための申請
 - ✓ 道路交通環境がほぼ同一と評価できる程度 of 場所の変更を行うための申請



【 例えば】

- ・ 道路工事区間の変更であって、有効残余幅員が同程度で、変更後の区間に交差点を含まず、迂回路等に変更がない場合等
- ・ 工作物の近接した場所への移動であって、変更後の設置場所が、交差点、横断歩道、自転車横断帯及びこれらに接する歩道部分に引き続き接しておらず、有効残余幅員に変更がない場合等

- 例年実施している道路使用で、その場所・期間・方法・形態が同一のものの申請



【 例えば】

- ・ 恒例のお祭りであって、道路の新設や大型ショッピングセンター、飲食店等の新設、大型駐車場の新設、大規模イベントの実施等がないもの

イ 道路使用許可証の記載事項の変更の届出(道路交通法第 78 条第4 項)

【 対象】

- 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
 - ✓ 申請者又は現場責任者の変更を行うための届出
 - ✓ 申請者又は現場責任者の住所の変更を行うための届出
 - ✓ 養子縁組等による、申請者又は現場責任者の氏名の変更を行うための届出

ウ 道路使用許可証の再交付申請(道路交通法第 78 条第5 項)

【 対象】

すべて

エ 通行禁止道路通行許可の申請(道路交通法施行規則第5 条第1 項)

【 対象】

- 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
 - ✓ 許可を受けた期間の変更(例: 期間の延長、日時の変更)を行うための申請
 - ✓ 運転者の追加又は変更を行うための申請
 - ✓ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更を行うための申請
- 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

オ 駐車許可の申請

(道路交通法第 45 条第 1 項及び第 49 条の 5 の規定に基づく 都道府県公安委員会規則)

【対象】

- 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
 - ✓ 許可を受けた期間の変更(例: 期間の延長、日時の変更) を行うための申請
 - ✓ 運転者の追加又は変更を行うための申請
 - ✓ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更を行うための申請
- 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

カ 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請(道路交通法施行規則第 8 条第 1 項)

【対象】

- 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
 - ✓ 許可を受けた期間の変更(例: 期間の延長、日時の変更) を行うための申請
 - ✓ 運転者の追加又は変更を行うための申請
 - ✓ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更を行うための申請
- 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

キ 制限外牽引許可の申請(道路交通法施行規則第 8 条の 5 第 1 項)

【対象】

- 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
 - ✓ 許可を受けた期間の変更(例: 期間の延長、日時の変更) を行うための申請
 - ✓ 運転者の追加又は変更を行うための申請
 - ✓ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更を行うための申請
- 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

ク 緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出

(災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定等に関する 交通局長通達)

【対象】

すべて

(2) 道路交通法関係(安全運転管理者制度)

ア 安全運転管理者・副安全運転管理者の選任の届出(道路交通法第 74 条の 3 第 5 項)

【対象】

- 自動車運転代行業における安全運転管理者等を除くすべて。

イ 安全運転管理者・副安全運転管理者の解任の届出(道路交通法第 74 条の 3 第 5 項)

【対象】

- 自動車運転代行業における安全運転管理者等を除くすべて。

ウ 安全運転管理者・副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出
(道路交通法第 74 条の3 第5 項の規定に関する 都道府県公安委員会規則等)

【 対象】

☐ すべて

(3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律関係

ア 申請書記載事項の変更の届出

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律第8 条第1 項)

【 対象】

すべて

(4) 警備業法関係

ア 服装の届出(警備業法第 16 条第2 項)

【 対象】

すべて

イ 服装の変更の届出(警備業法第 16 条第3 項)

【 対象】

すべて

ウ 廃止の届出(警備業法第 10 条第1 項)

【 対象】

すべて

エ 護身用具の届出(警備業法第 17 条第2 項)

【 対象】

すべて

オ 護身用具の変更の届出(警備業法第 17 条第2 項)

【 対象】

すべて

カ 営業所の届出等(警備業法第9 条)

【 対象】

☐ 警備業者が、その主たる 営業所の所在する 都道府県以外の都道府県の区域内
で警備業務(内閣府令で定めるものを除く。)を行おうとするときの届出。



【 ご注意ください】

警備業者が、その主たる 営業所の所在する 都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設ける場合の届出はオンライン化の対象外です。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係

責任者の選任の届出

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 17 条第 1 項)

【 対象】

すべて

(6) 小型無人機等の飛行関係

小型無人機等の飛行に関する通報

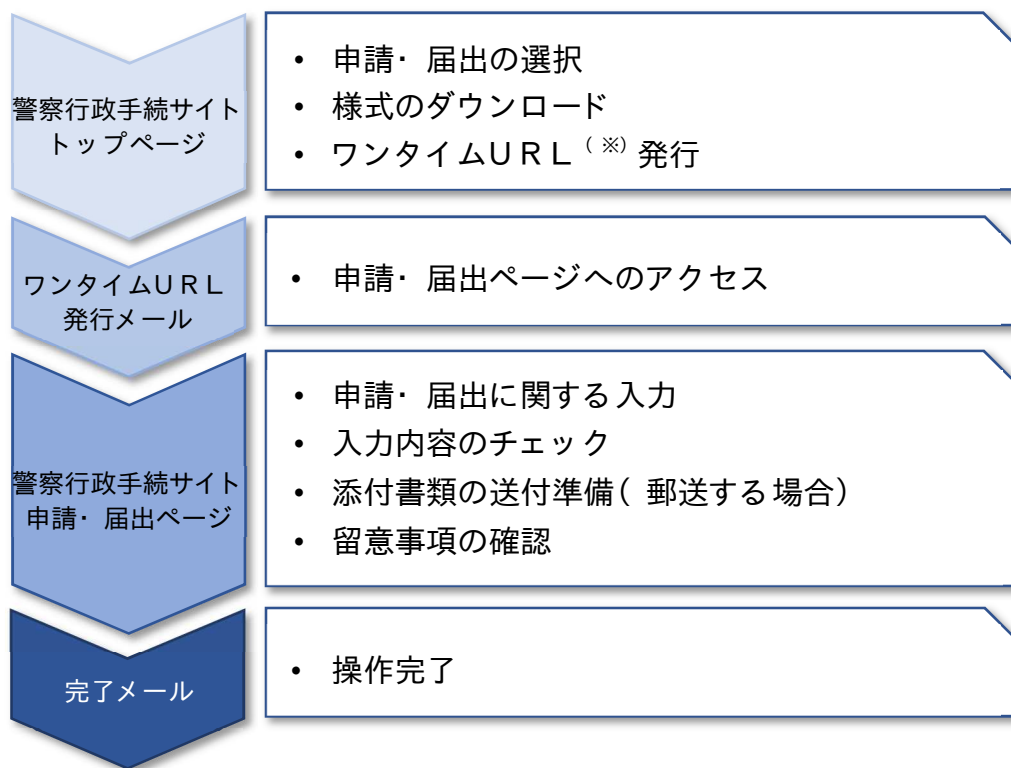
(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第 10 条第 3 項)

【 対象】

すべて

2 申請・届出の流れ

警察庁Webサイトから警察行政手続サイトにアクセスし、申請・届出を行います。



(※) 申請・届出ごとに発行される限られた時間内のみ有効な、申請・届出ページのアクセス先(URL)

操作完了後、メール又は電話により申請・届出先警察署から連絡がある場合があります。



【ご注意ください】

本サイトでは、提出した申請・届出に関する修正・訂正、手続の取下げ等はありません。申請・届出先警察署に直接、ご相談ください。

3 操作手順

(1) 警察行政手続サイト ～トップページ～

ア 申請・届出の選択

表示されているリストから、対象の手続を選択します(①→②)。

警察行政手続サイト

各種の手続

申請・届出手続一覧

・本サイトは、一部の手続を対象に、試行としてメールでの申請・届出を可能とする簡易なサイトです。
・本サイトは都道府県警察へのメール送信を中継するものであり、送信後の連絡は本サイトではなく都道府県警察と電話、メール等で個別に行っていただくこととなります。

[道路交通法関係（下記以外、災害関連の他法令を含む。）](#)

[道路交通法関係（安全運転管理者制度）](#)

[自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係](#)

[警備業法関係](#)

[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係](#)

[小型無人機等の飛行関係](#)

[責任者の選任の届出（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項）](#)

① → ②

イ 様式のダウンロード

申請・届出書の様式をダウンロードします(③)。申請・届出書の記載方法については、記載要領や記載例を参照してください。道路交通法関係手続については、本リンクから都道府県警察のウェブサイトへアクセスできますので、申請・届出先の都道府県警察のウェブサイト上で申請・届出書の記載例をダウンロードし、その他申請・届出に必要な書類を参照してください。

手続に必要な書類(ファイル等)が準備できたら、「申請・届出開始」ボタンをクリックします(④)。

道路使用許可の申請（道路交通法第78条第1項）

・このサイトでは、一部の申請に限って受け付けています。対象となる申請については、「申請・届出書様式」のリンク先ページをご確認ください。
・以下の県では、本サイトではなく、以下のリンク先で受け付けています。
埼玉県: <https://www.police.pref.saitama.lg.jp/f0040/shinse/siyo-kyokan.html>
埼玉県: https://s-kantan.jp/pref-ishikawa-u/offer/offerList_initDisplay.action
岡山県: <https://s-kantan.com/pref-okayama-kenkei-u/>
山口県: <https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminJgSelect>

手続概要	道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されていますが、このうち、当該行為自体は社会的な価値を有する場合には、一定の要件を備えていれば、所轄警察署長の許可（道路使用許可）を受けることにより当該行為を行うことができる。当該許可を得るための手続です。
必要書類	・道路使用許可申請書 ・過去に交付された許可証に関する情報 ・その他必要な書類（詳細は「申請・届出書様式」のリンク先ページ参照）
申請・届出書様式	申請届出書様式
記載要領・記載例	記載要領 記載例
備考	・ご不明な点がある場合は、管轄の都道府県警察のホームページを確認するか、管轄警察署にお問い合わせください。 ・許可のための審査には時間を要する点にご留意ください。 ・必要書類をスキャン又は撮影して提出する際は、申請の都度スキャン又は撮影してください。

申請・届出書様式をダウンロードして必要事項を記入・保存した後に「申請・届出開始」ボタンを押してください。
申請・届出書に記載する日付は、申請・届出日にしてください。
本サイトの利用に関しては利用規約をご覧ください。「申請・届出開始」ボタンを押すことにより、利用規約に同意したものとみなします。

[戻る](#) [申請・届出開始](#)

③ → ④



【ご注意ください】

本サイトではなく、都道府県等のサイトで電子申請・届出を受け付けている都道府県警察があります。それぞれの都道府県のリンク先を確認してください。

ウ ワンタイムURL の発行

申請・届出ページにアクセスするためのワンタイムURL 発行に必要な情報を入力し(⑤)、「送信」ボタンをクリックします(⑥)。

警察行政手続サイト

道路使用許可の申請（道路交通法第78条第1項）の手続

申請・届出ページへのワンタイムURL発行

- ・「氏名又は名称」には、申請・届出書様式に記載した氏名又は名称と同一のものを記載してください。
- ・ワンタイムURLの有効時間は15分間になります。

申請・届出ページにアクセスするためのワンタイムURLを発行しますので、氏名又は名称、メールアドレスを記載の上、「送信」ボタンを押してください。

氏名又は名称（必須）

メールアドレス（必須）

メールアドレス（確認用）（必須）

⑤

最大40文字まで

最大254文字まで

最大254文字まで

戻る
⑥ 送信



【ご注意ください】

メールアドレスの間違いにご注意ください。

例：Q(オ)とO(ゼロ)、I(エル)とl(アイ)と1(イチ)、半角と全角

ワンタイムURL 発行メールが、登録したメールアドレス宛てに送信されます。

警察行政手続サイト

道路使用許可の申請（道路交通法第78条第1項）の手続

申請・届出ページのワンタイムURL発行

警察を名乗る偽メールにご注意ください。

手続太郎様

*****@*****

宛にワンタイムURLを送信しました。メール中のワンタイムURLにアクセスしてください。

※ 5分経ってもメールが届かない時は、以下の点などをご確認ください。

- ・上記メールアドレスが間違っている。
- ・迷惑メールフォルダやゴミ箱に振り分けされている。
- ・@mail.proc.npa.go.jpからのメールを受け取ることができない設定になっている。

(2) ワンタイムURL 発行メール

警察行政手続サイトから届くメールに記載されているワンタイムURLをクリックすると、申請・手続ページにジャンプします(⑦)

【警察行政手続サイト】道路使用許可の申請(道路交通法第78条第1項)申請・届出のワンタイムURL発行メール

警察行政手続サイト
宛先: *****@*****

手続太郎 様

道路使用許可の申請(道路交通法第78条第1項)申請・届出のワンタイムURLを発行致しました。
以下のURLから操作を続行してください。

<https://proc.npa.go.jp/portal/SP0500?token=93920ca7ee790589a66eb7a4ebccad6522059949b10ca2cdae752e3c8071dc51>

※15分以内に操作がない場合、上記URLは無効となります。再度ワンタイムURLを発行してください。

警察行政手続サイト

警察行政手続サイトの利用に関する質問は警察庁(npa_proc@npa.go.jp)へ、申請・届出に関する質問は申請・届出先の警察署へお問い合わせください。
このメールアドレスは送信専用です。このメールにご返信いただいても回答できません。
このメールは警察行政手続サイトに入力されたメールアドレスに自動送信しています。本メールにお心当たりがない場合は、恐れ入りますが破棄していただくようお願いいたします。



URLをクリックしてもジャンプしない場合は、URLをコピーしてWebブラウザのアドレスバーに貼り付けてください。



【ご注意ください】

ワンタイムURLの有効時間は15分です。ワンタイムURL発行メールが届いてから15分以内に、「申請・届出ページ」へアクセスし、申請・届出を完了させる必要があります。

また、1回発行されたワンタイムURLで複数の申請・届出を行うことはできません。手続ごとにワンタイムURLの発行を行ってください。

(3) 警察行政手続サイト ～申請・届出ページ～

ア 申請・届出に関する入力

必要事項を入力し(⑧)、申請・届出書類のファイルを選択します(⑨)。

確認事項を確認したのち、チェックボックスにチェックを入れ(⑩)、「入力内容確認」ボタンをクリックします(⑪)。

入力 確認 完了

氏名又は名称
メールアドレス
申請・届出者電話番号 (必須)
申請・届出先
都道府県警察 (必須)
警察署 (必須)

手続太郎
*****@*****
最大20文字まで

選択してください。
選択してください。

申請・届出書類 (全てのファイルサイズの合計は上限3.50MBまで)

「道路使用」 (必須)
「過去に交付された許可証に関する書類」 (必須)
「その他必要な書類1」
...
「その他必要な書類18」

ファイルを選択 ファイルを選択 ファイルを選択 ファイルを選択

別送郵送資料あり
特記事項

別送郵送資料あり (チェックをした場合、特記事項欄に郵送予定資料の件名をご記載ください。)

確認事項

・このページでは、下記に該当する申請のみ行うことができます。
今から行う申請は、下記に該当するかご確認ください。

1 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
(1) 許可を受けた期間を延長するための申請
(2) 道路交通環境がほぼ同一と評価できる程度の場所の変更を行うための申請
【例1】道路工事区間の変更であって、有効残幅員が同程度で、変更後の区間に交差点を含まず、迂回路等に変更がない場合等
【例2】工作物の近接した場所への移動であって、変更後の設置場所が、交差点、横断歩道、自転車横断帯及びこれらに接する歩道部分に引き続き接しておらず、有効残幅員に変更がない場合等

2 例年実施している道路使用で、その場所・期間・方法・形態が同一のものの申請
【例】恒例のお祭りであって、道路の新設や大型ショッピングセンター、飲食店等の新設、大型駐車場の新設、大規模イベントの実施等がないもの

・書類に過不足はありませんか。こちらのページを参照の上、再度ご確認ください。
詳細リンク: <https://proc.npa.go.jp/portaltop/staticpage/html/doukouhouyousaku.html>

☐ チェック

入力内容確認



【ご注意ください】

1 回の手続で送付できるファイルのサイズは、合計 3.5MB までとなります。上限を超える場合は、圧縮、解像度を下げるなど、ファイルのサイズを小さくしてください。

それでも上限を超えてしまう場合は、添付書類の提出方法を申請・届出先警察署にご相談ください。



【ご注意ください】

申請・届出書類のファイルは、データ形式が決められているものがあります。

「服装届出書（別記様式第9号）」（必須） **ファイルを選択** ファイルを選択してください

(docx形式)

削除



【ご注意ください】

道路使用許可関係手続において、データ化が困難等の理由で添付書類を別途郵送する場合、「別途郵送資料あり」の欄にチェックをするとともに特記事項欄に郵送予定資料の件名をご記載ください。

イ 入力内容のチェック。

画面に表示された【氏名又は名称】と、申請・届出書類に記載した【氏名又は名称】が一致していることを確認し、「送信」ボタンをクリックします(⑫)。

前の画面に戻る場合は、必ず「戻る」ボタンから戻って下さい(⑫')。

入力
確認
完了

・「氏名又は名称」は申請書・届出書に記載の氏名又は名称と一致している必要がありますので、ご確認ください。
 こちらの内容でよろしければ「送信」ボタンを押してください。

氏名又は名称	手続太郎
メールアドレス	*****@****
申請・届出者電話番号	000-0000-0000
申請・届出先	
都道府県警察	〇〇〇
警察署	△△警察署
申請・届出書類	合計サイズ：0.06MB
「道路使用許可申請書」	道路使用許可申請書.docx (0.01MB)
「過去に交付された許可証に関する書類」	過去に交付された許可証に関する書類.docx (0.01MB)
「その他の必要な書類 1」	図面.pdf (0.04MB)
● ● ●	
「その他の必要な書類 18」	
別途郵送資料の有無	別途郵送資料なし
特記事項	

戻る
送信

ウ 添付書類の準備（郵送する場合のみ）

「資料送付状（PDF）」ボタンをクリックすると（⑬）、資料送付状が表示されます。これを印刷して添付書類に同封してください。

入力

確認

完了

申請・届出管理番号：2021052543101004526

申請・届出を受け付けました。別途郵送資料がある場合は、「資料送付状（PDF）」ボタンから資料送付状を表示・印刷の上、郵送資料に資料送付状を同封してください。

【申請・届出先警察署長から】

- 各手続共通
メール又は電話により警察署等から連絡する場合があります。
- 道路使用許可の申請・道路使用許可証の再交付申請について
条例等で定める一部のものを除き、審査手数料の納付が必要です。後刻お知らせするとおり、納付をしてください。
- 道路使用許可の申請・道路使用許可証の記載事項の変更の届出・道路使用許可証の再交付申請について
別途郵送書類については、本日から1週間以内を目安として、申請・届出先警察署の担当課宛に、資料送付状を同封の上、配達状況を確認することができる郵便等で送付するようにしてください。
上記の期限に間に合わない場合は、その旨を、申請・届出先警察署の担当課宛にご連絡ください。
- その他
別途送信される手続完了メールに各手続の留意事項が記載されていますのでご確認ください。

⑬

資料送付状（PDF）

トップへ

エ 留意事項の確認

留意事項を確認の上、「トップへ」ボタンをクリックしてください（⑭）。

後ほど警察行政手続サイトから受付完了メールが送付されます。メールには詳細な留意事項が記載されていますので、確認いただき、手続が完了するまでの間、保管をお願いします。

入力

確認

完了

申請・届出管理番号：2021052543101004526

申請・届出を受け付けました。別途郵送資料がある場合は、「資料送付状（PDF）」ボタンから資料送付状を表示・印刷の上、郵送資料に資料送付状を同封してください。

【申請・届出先警察署長から】

- 各手続共通
メール又は電話により警察署等から連絡する場合があります。
- 道路使用許可の申請・道路使用許可証の再交付申請について
条例等で定める一部のものを除き、審査手数料の納付が必要です。後刻お知らせするとおり、納付をしてください。
- 道路使用許可の申請・道路使用許可証の記載事項の変更の届出・道路使用許可証の再交付申請について
別途郵送書類については、本日から1週間以内を目安として、申請・届出先警察署の担当課宛に、資料送付状を同封の上、配達状況を確認することができる郵便等で送付するようにしてください。
上記の期限に間に合わない場合は、その旨を、申請・届出先警察署の担当課宛にご連絡ください。
- その他
別途送信される手続完了メールに各手続の留意事項が記載されていますのでご確認ください。

資料送付状（PDF）

⑭

トップへ



【ご注意ください】

- ・ 操作完了後、申請・届出が到着するまでに時間がかかることがあります。
- ・ 到達後、メール又は電話により申請・届出先警察署から連絡する場合があります。
- ・ 警察行政手続サイトから、提出済みの申請・届出の修正・変更・取消し等は行えません。申請・届出先警察署に直接連絡して下さい。